

.....  
令和2年度 男女共同参画に関する市民意識調査  
.....

調査のご協力をお願い

市民の皆様には日頃から市政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

米原市では、平成29年3月に「第3次米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプランま  
いばら21）」を策定し皆様との協働、連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた  
取組を進めているところです。

今回のアンケート調査は、現計画を見直し、「第4次米原市男女共同参画推進計画（ハート  
フルプランまいばら21）」を策定するに当たり広く市民の皆様のご意見をお聞きするために  
実施します。

ご多用の中、大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただきご協力くださいますようお願い  
申し上げます。

※回答は、全て無記名で統計的に処理されます。このアンケート調査によって個人が特定さ  
れたり、情報が漏れたりすることはありません。

※このアンケート調査は、市内にお住まいの満16歳以上の方の中から無作為で2,000  
人を選んで実施するものです。

令和2年9月

米原市長 平尾 道雄

◆「男女共同参画社会とは」◆

男女がお互いを尊重しあい、職場、学校、地域、家庭など、社会のあらゆる分野で性  
別に関わらず能力や個性を活かし、喜びや責任を分かち合うことができる社会のことで  
す。

また、「参画」とは、ただ単に「参加」するのではなく、方針などの決定など「意思  
決定の参加」のことを意味します。

調査票を記入していただくうえでのお願い

- 1 回答は、ご本人のお考えで記入してください。ただし、本人が記入できない場合は、ご家族等に代筆していただき、ご本人の意思を尊重して回答してください。
- 2 回答は、黒のボールペンまたは濃い鉛筆で記入してください。
- 3 回答は、あてはまる番号を選んで○をつけたり、番号を記入してください。また、記述を必要とする場合は、その内容を記入してください。
- 4 記入後は、この調査票を同封の返信用封筒に入れ10月19日(月)までにお近くの郵便ポストに投函してください(切手は不要です)。

お問合せ先：米原市役所 総務部 人権政策課（米原庁舎）

住所：〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地

電話：0749-52-6629 FAX：0749-52-4539

E-mail：jinsui@city.maibara.lg.jp



問6 あなたはお子さんがいますか？（○は一つ）

- |       |        |
|-------|--------|
| 1 1人  | 2 2人   |
| 3 3人  | 4 4人以上 |
| 5 いない |        |

問6で「1～4」と回答された方におたずねします。

問6-1 お子さんは次のどれにあたりますか？（○はあてはまるものすべて）

- |                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| 1 乳児（1歳未満）                  | 2 幼児（1歳～小学生未満） |
| 3 小学生                       | 4 中学生          |
| 5 高校、大学、大学院（高専、短大、専門学校を含む。） |                |
| 6 社会人                       | 7 その他（ ）       |

問7 あなたの家族構成は次のどれにあたりますか？（○は一つ）

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 1 単身世帯（ひとり暮らし）     | 2 一世代世帯（夫婦のみ）        |
| 3 二世帯世帯（親と未婚の子ども）  | 4 二世帯世帯（親と子ども夫婦）     |
| 5 三世帯世帯（親と子どもと祖父母） | 6 1～5のいずれにもあてはまらない世帯 |

問8 あなたの米原市でのお住まいは通算何年ですか？（○は一つ）

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 10年未満 | 2 10年～30年未満 |
| 3 30年以上 |             |

◆ 家庭生活についておたずねします。

問9 あなたは、現在共働きをしていますか？未婚の方は、結婚したら共働きをしたいと思いますか？また、配偶者が退職または死別の方は、在職中または存命中の状況でお答えください。

（○は一つ）

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 共働きをしている（する） | 2 共働きをしていない（しない） |
| 3 わからない        |                  |

問10 日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担があるといった考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか。

（○は一つ）

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 1 同感する  | 2 どちらかといえば同感する  |
| 3 同感しない | 4 どちらかといえば同感しない |
| 5 わからない |                 |

問 11 配偶者と同居されている方におたずねします。

(1) あなたのご家庭では、次のようなことを実際に主としてどちらがされていますか？ (○は一つずつ)

(2) また、理想はどうされたいですか？ (○は一つずつ)

	(1) 現 状						(2) 理 想					
	主として男性	どちらかといえば男性	男女同じ程度	主として女性	どちらかといえば女性	その他・該当なし	主として男性	どちらかといえば男性	男女同じ程度	主として女性	どちらかといえば女性	その他・該当なし
① 生活費をかせぐ	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
② 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
③ 食後のあとかたづけ	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
④ 掃除	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑤ 洗濯	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑥ ゴミだし	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑦ 日常の買い物と家計管理	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑧ 高額の買い物(住宅、車等と財産管理)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑨ 子どものしつけや教育	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑩ 育児(乳幼児の世話)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑪ 介護・看病	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑫ 自治会等の地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

問 11 で「現状」と「理想」が、一つでも異なる方におたずねします。

問 11-1 「現状」と「理想」が異なっている理由はなぜだと思いますか？ご自由にお書きください。

問 12 あなたが子どものしつけ、教育で気づかっていることは何ですか？子どもがいるいないに関わらずお答えください。(○は三つずつまで)

	礼儀作法	家事能力	職業能力	行動力	たくましさ	やさしさ	協調性	自立心	忍耐力	指導力	冒険心
① 男の子	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
② 女の子	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

問 13 あなたは自分の子どもを、どの学校まで進ませたいですか？子どもがいるいないに関わらずお答えください。(○は一つずつ)

	中学校	高等学校	専門学校・ 専修学校	短期大学	四年制大学	大学院	子どもの意志に まかせる
① 男の子	1	2	3	4	5	6	7
② 女の子	1	2	3	4	5	6	7

問 13-1 男女共同参画社会を進めるために、小学校・中学校でどのような取組が必要だと思いますか。  
(○はあてはまるものすべて)

- 1 男女平等意識を育くむ授業を行う
- 2 進路指導は性別に関係なく、個人の能力、個性、希望を大切にする
- 3 教職員関係者に、男女平等教育に関する研修の充実を図る
- 4 女性を校長や教頭職に積極的に登用する
- 5 地域や家庭教育などにおいて、男女が同じく家庭に責任を果たすことの大切さを教える
- 6 インターネット、テレビ、新聞などの情報を正しく読み解く教育を行う
- 7 男女共同参画の啓発を保護者会などを通じて行う
- 8 その他 (具体的に )
- 9 特にない

問 14 現在、家庭で介護・看病を女性がすることの多い現状について、あなたはどのように思いますか？  
(○は一つ)

- 1 当然だと思う
- 2 仕方がないと思う
- 3 男性も女性とともにするべきだと思う
- 4 むしろ、男性が中心にするべきだと思う
- 5 その他 ( )

問 15 あなた自身に介護が必要になった場合、どんな介護をしてほしいですか？（○は一つ）

- 1 家庭にいて家族だけの介護を受けたい
- 2 家庭にいて、介護保険の在宅サービス（訪問介護・訪問入浴サービス・通所介護等）を利用しながら家族の介護を受けたい
- 3 老人保健施設・特別養護老人ホームなどの保健・福祉施設に入り、介護を受けたい
- 4 独居だが、施設に入らず介護保険の在宅サービスを利用したい
- 5 その他（ ）

問 15 で「1」「2」の家庭で介護を受けたいと答えられた方におたずねします。

問 15-1 その場合、家族の誰に介護をしてもらいたいですか？（○は一つ）

- 1 配偶者またはパートナー
- 2 息子
- 3 娘
- 4 息子の配偶者
- 5 娘の配偶者
- 6 同居の家族なら誰でもよい
- 7 その他（ ）

問 16 育児や家族介護を行うために、育児休業や介護休業を取得できる制度があります。

(1) あなたは、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか？（○は一つずつ）

	積極的に取った ほうがよい	どちらかといえ ば取ったほうが よい	どちらかといえ ば取らないほう がよい	取らないほうが よい
① 育児休業	1	2	3	4
② 介護休業	1	2	3	4

(2) あなたは、女性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか？（○は一つずつ）

	積極的に取った ほうがよい	どちらかといえ ば取ったほうが よい	どちらかといえ ば取らないほう がよい	取らないほうが よい
① 育児休業	1	2	3	4
② 介護休業	1	2	3	4

問 16-1 あなたは、今後、男性が家事・育児・介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 男性の家事・育児・介護などへの男性自身の抵抗感をなくすようにする
- 2 男性の家事・育児・介護などへの女性の抵抗感をなくすようにする
- 3 男性の家事・育児・介護などへの社会の評価を向上させる
- 4 家事・育児・介護などの役割分担を夫婦の間で話し合う
- 5 男性の仕事中心の生き方、考え方を改める
- 6 労働時間短縮を進め、仕事以外の時間を多く持てるようにする
- 7 男性の家事・育児・介護などの技術を講習会や研修によって、高める
- 8 男性の家事などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う
- 9 家事・育児・介護などについて男性間の仲間（ネットワーク）づくりを行う
- 10 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )
- 11 特にない

**◆ 異性に対する暴力についておたずねします。**

問 17 近年、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントが社会問題となっていますが、あなたは、次のことを知っていますか？ (〇は一つずつ)

	内容まで 知っている	言葉だけは 聞いたことがある	知らない
ドメスティック・バイオレンス ※1	1	2	3
セクシュアル・ハラスメント ※2	1	2	3

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力などがある。

※2 セクシュアル・ハラスメントとは、相手方の意に反した性的な言動のこと。不必要に体を触る、性的な関係を強要する、性的なうわさを流す、わいせつな写真を貼るなど、様々なかたちがある。職場だけでなく、地域や学校においても問題となっている。

問 18 あなたは、配偶者や親しい異性（恋人等）から、ドメスティック・バイオレンスを受けたことがありますか？ (〇は一つ)

- 1 現在、ドメスティック・バイオレンスを受けている
- 2 過去にドメスティック・バイオレンスを受けたことがある
- 3 受けたことがない

問 18 で「1」「2」と答えられた方におたずねします。

問 18-1 ドメスティック・バイオレンスを受けたことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか？ (〇は一つ)

- 1 相談した
- 2 相談しなかった（理由： \_\_\_\_\_ )





問 23 性的少数者（LGBT）は人口の8%程度を占めるといわれ、偏見や差別、また日常生活の不便に苦しめられていることも少なくありません。これらの性的少数者の困難を解決するためには何が重要だと思いますか。（〇は三つまで）

- 1 性的少数者の困難の実態を知らせ、それらに対する社会の課題を啓発する
- 2 （婚姻に準ずる）同性パートナーシップ制度などを導入する
- 3 差別や人権侵害を禁止する条例を制定する
- 4 差別や人権侵害のための相談窓口を設置する
- 5 性の多様性についての学校教育を充実する
- 6 公文書などにおける性別の表示について柔軟に対応する
- 7 性別に関係なく利用できる多目的トイレの設置を推進する
- 8 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）
- 9 どれも必要ない

※LGBTとは……L（レズビアン）女性の同性愛者、G（ゲイ）男性の同性愛者、B（バイセクシュアル）両性愛者、T（トランスジェンダー）身体と心の性が一致しない人、の4つの頭文字から表現した言葉で性の多様性を表す言葉。「セクシュアルマイノリティ」と呼ばれ、L、G、B、Tなど以外にも様々な人がいます。

※性的少数者は人口の8%程度：電通ダイバーシティ・ラボ（LGBT調査2018）による調査結果を引用しています。

◆ **地域活動に関しておたずねします。**

問 24 次のことがらについて、あなたが活動した経験はありますか？（〇は一つずつ）

	現在活動している (過去に活動していた)	活動したことがない
① 自治会への参加	1	2
② 自治会での企画・立案への参画	1	2
③ 青年団	1	2
④ 婦人会・女性の会	1	2
⑤ 老人会	1	2
⑥ PTA	1	2
⑦ 子ども会	1	2
⑧ スポーツ少年団	1	2
⑨ ボランティア活動	1	2
⑩ 消費・環境団体	1	2
⑪ 政治活動への参加	1	2
⑫ サークル活動（スポーツ・レクレーション等）	1	2
⑬ その他（NPO活動等）（ _____ ）	1	2

※各種団体の呼称は、新旧変更している場合があります。

問 24 で「活動したことがない」に○印をされた方におたずねします。

問 24-1 あなたが、活動したことがない理由は何ですか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 仕事や家事が忙しく時間がない
- 2 小さな子ども、病人、高齢者がいる
- 3 自分の健康や体力に不安がある
- 4 役員や世話役にされると困る
- 5 家族の理解が得にくい
- 6 一緒にやる仲間がない
- 7 人間関係がわずらわしい
- 8 地域活動そのものに関心がない
- 9 以前からの慣例
- 10 自治会の円滑な運営をするうえで企画・立案には男性（もしくは女性）が望ましい
- 11 学生なので地域活動に参加していない
- 12 その他（ ）

問 24-2 これまでの大きな災害や近年、米原市において平成 30 年 6 月に発生した竜巻の大きな災害等の教訓から、平時の防災体制や災害発生後の対応にも男女共同参画の視点が必要だと指摘されています。

災害に備えるために、これからどのような施策が必要だと思いますか。

（○はあてはまるものすべて）

- 1 女性も男性も防災活動や訓練に取り組む
- 2 市の防災会議、災害対策本部、防災担当に女性の委員・職員を増やす
- 3 避難所などの運営に女性も参加できるようにする
- 4 防災や災害現場で活動する女性を育成する
- 5 日ごろから地域の男女共同参画を進める
- 6 備蓄品について、女性、乳幼児、介護が必要な人、障がい者などの視点をいれる
- 7 日ごろからのコミュニケーション・地域のつながりを大切にする
- 8 性別や立場によって異なる災害時の備え（生活環境・物資・安全等）について知識を普及する
- 9 避難所マニュアルをつくり、女性、乳幼児、子ども、介護が必要な人、障がい者等が安全に過ごせるようにする
- 10 その他（ ）
- 11 分からない

問 25 あなたが住んでいる地域の行事等に男女不平等なことがありますか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 役員選挙や運営に女性が参加しにくく、また選ばれにくい
- 2 地域の行事で女性が参加できなかつたり、男女の差がある
- 3 会議などで女性が意見を言いにくかつたり、意見が取り上げられにくい
- 4 その他のケース（ ）
- 5 男女不平等はない
- 6 わからない

問 25 で、1～4の「何らかの不平等がある」と回答された方におたずねします。

問 25-1 その原因はどこにあると思いますか？（○はあてはまるものすべて）

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1 性別によって役割が違うという意識 | 2 身体的・生理的な差 |
| 3 家庭における教育         | 4 学校における教育  |
| 5 社会的なしきたりやならわし    | 6 女性に対する偏見  |
| 7 法律や制度            | 8 男性の認識不足   |
| 9 女性の認識不足          |             |
| 10 その他（            | ）           |

◆ 職業に関する意識についておたずねします。

問 26 現在、収入を得る仕事に就いている方、もしくは求職中の方におたずねします。あなたが働いている（働きたい）理由はなんですか？（○は三つまで）

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1 働くのが当然だから        | 2 自分の能力や技術を生かしたいから |
| 3 生活費を得なければならないから  | 4 生きがいを求めたいから      |
| 5 将来のために貯金したいから    | 6 社会的視野を広めたいから     |
| 7 自分の自由になるお金がほしいから | 8 時間的にゆとりがあるから     |
| 9 経済的に自立したいから      | 10 家業だから           |
| 11 子どもの教育費がかかるから   | 12 家族に縛られたくないから    |
| 13 その他（            | ）                  |

問 27 現在、収入を得る仕事に就いていない方におたずねします。あなたが働いていない理由は何ですか？（○は三つまで）

- 1 経済的に困っていないから
- 2 健康上の理由のため
- 3 家事・子育てに専念したいから
- 4 家事・子育てに忙しいから
- 5 能力・時間・賃金・年齢等の条件にあう仕事がないから
- 6 高齢者や病人の介護をしなければならないから
- 7 就学中だから
- 8 趣味や社会活動、ボランティアに取り組みたいから
- 9 引退しているから
- 10 家族の同意が得られないから
- 11 その他（

問 28 あなたは、女性の働き方について、次のどれが望ましいと思いますか？（○は一つ）

- 1 結婚するまでは働くほうがよい
- 2 子どもが生まれるまでは働くほうがよい
- 3 子どもが生まれてもずっと働き続けるほうがよい
- 4 子育て中は休業、子育て後に復職・再就職するほうがよい
- 5 家事・子育てに専念したほうがよい
- 6 その他（ ）

問 29 出産を機に離職した女性の方におたずねします。その理由は何ですか？（○は三つまで）

- 1 仕事より育児に重要性を感じたから
- 2 最初から専業主婦を希望していて、出産を機に仕事を辞めようと考えていたから
- 3 夫の収入等があり仕事を続ける必要がないから
- 4 育児をしながら仕事を続けるだけの魅力がないから
- 5 仕事は続けたいが、出産後仕事を続ける職場風土がなかったから
- 6 仕事は続けたいが、制度や家族の協力の面で育児と仕事の両立が困難だと思ったから
- 7 その他（ ）

問 30 あなたは、次の項目が、女性が仕事を続けていくうえで支障となっていると思いますか？

（○はそれぞれ一つずつ）

	そう 思う	そう 思わ ない	わ か ら な い
① 職場で必要とされる資格・技術等が不十分だから	1	2	3
② 残業など勤務時間が長いから	1	2	3
③ 再雇用、再就職を支援する制度が不十分だから	1	2	3
④ 男性に比べ賃金が安く、職種も限られているから	1	2	3
⑤ 職場に責任ある仕事を女性に任せない傾向があるから	1	2	3
⑥ 職場に結婚・出産した女性が働きにくい雰囲気があるから	1	2	3
⑦ 育児・介護休業等の制度や保育の施設が不十分だから	1	2	3
⑧ 家族の協力や理解が得られないから	1	2	3

問 31 あなたは職場で悩んでいることや不安なことがありますか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 賃金が低い
- 2 勤務時間が長い
- 3 仕事がきつい
- 4 職場の人間関係がうまくいかない
- 5 昇進・昇格が遅いまたは、望めない
- 6 自分の能力を生かす仕事を与えられない
- 7 女性が働き続けることに対して理解がない
- 8 女性に対する能力開発の機会が少ない
- 9 セクハラを見たり受けたりしてつらい
- 10 その他（ ）

**◆ 女性の活躍についておたずねします。**

問 32 あなたは、今後、どの分野・立場で女性の活躍が進むのがよいと思われますか？

(○は三つまで)

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1 自治会などの地域活動のリーダー     | 2 ボランティアグループのリーダー |
| 3 P T A・子ども会等のリーダー    | 4 企業、大学、研究所などの研究者 |
| 5 農林漁業グループや関係団体の役員    | 6 警察官や消防官         |
| 7 建設業や運輸業の分野（運転手等）    | 8 企業等の管理職         |
| 9 医療の分野（医師等）          | 10 弁護士等の法律の分野     |
| 11 国会、県議会、市議会等の議員     |                   |
| 12 国の省庁、県庁、市町の役所等の公務員 |                   |
| 13 その他（               | ）                 |

**◆ 男女平等に関しておたずねします。**

問 33 あなたは次のそれぞれの分野で、どの程度男女平等になっていると思いますか？

(○は一つずつ)

	平等である	かなり平等である	どちらともいえない	あまり平等でない	平等でない
① 学校教育	1	2	3	4	5
② 家庭生活	1	2	3	4	5
③ 職場	1	2	3	4	5
④ 地域社会	1	2	3	4	5
⑤ 法律や制度	1	2	3	4	5
⑥ 政治への参画	1	2	3	4	5

問 33 で、一つでも「4. あまり平等でない」、「5. 平等でない」と回答された方におたずねします。

問 33-1 それはどのようなことから平等でないと感じますか？具体的にお書きください。

問 34 あなたは、男女がともに働く職場においてどのようなことが実現すればよいと思いますか？

(○は一つ)

- |                                  |                        |
|----------------------------------|------------------------|
| 1 求人や採用における男女差がなくなる              | 2 賃金や昇給における男女差がなくなる    |
| 3 昇進や昇格における男女差がなくなる              | 4 男女にかかわらず、仕事の能力が評価される |
| 5 男女にかかわらず、同じ研修が受けられる            | 6 男女とも有給の育児・介護休暇を取れる   |
| 7 女性が仕事上の方針などの決定に参画する            |                        |
| 8 男女とも自分のライフスタイルにあった働き方を選ぶことができる |                        |
| 9 セクシュアル・ハラスメントがなくなる             |                        |
| 10 その他 ( )                       |                        |

**◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についておたずねします。**

問 35 多様な働き方が選択でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※3）がとれるという考え方について、あなたはこの考え方に同感しますか？ (○は一つ)

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 1 同感する  | 2 どちらかといえば同感する  |
| 3 同感しない | 4 どちらかといえば同感しない |
| 5 わからない |                 |

※3 ワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

問 36 次の①から⑤のうち、あてはまるものをそれぞれ一つ選んでください。

(1) あなたが普段の生活の中で、現実にもっと優先しているものはどれですか？ (○は一つ)

(2) あなたがもっと優先したいと希望するものはどれですか？ (○は一つ)

	(1) 現実 優先しているもの ①～⑤のうち一つに○	(2) 希望 優先したいもの ①～⑤のうち一つに○
① 仕事		
② 家事		
③ 家族と過ごす時間		
④ 自分の趣味にあてる時間		
⑤ 友人と過ごす時間		

問 36 で「現実」と「希望」が、異なる方におたずねします。

問 36-1 「現実」と「希望」が異なっている理由はなぜだと思いますか？（○は三つまで）

- 1 職場での育児休業などの制度整備が不十分である
- 2 職場の上司や同僚の理解不足による
- 3 職場における残業などの長時間労働
- 4 保育や介護の施設やサービスの不十分さ
- 5 配偶者や家族の理解不足
- 6 自身の経済的な理由による
- 7 自身の意識や能力の不足による
- 8 その他（ ）

問 37 ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業や事業所の取組として大切だと思うことは何ですか？（○は三つまで）

- 1 休業制度（育児休業や介護休業）の拡充
- 2 短時間勤務、フレックスタイム（※4）等
- 3 経済的支援（児童手当や保育料の減免等の補助制度、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業・事業所への奨励金の付与等）
- 4 子育て環境の整備（官民保育所の整備、延長保育等）
- 5 在宅勤務やテレワーク（※5）、勤務地の限定等
- 6 子育てや介護などを終えた後の復職支援（情報提供、技能訓練、学習支援等）
- 7 職場のスタッフの理解
- 8 休暇の取得促進、ノー残業デーの設定等
- 9 その他（ ）

※4 フレックスタイムとは、一定の定められた時間帯の中で、始業・就業の時刻を労働者自身が決定できる制度のこと。

※5 テレワークとは、パソコンなどにより、自宅や、会社以外の場所で勤務する形態のこと。



◆ 男女共同参画社会づくりについておたずねします。

問 38 次の男女共同参画社会に関する言葉を知っていますか？（○は一つずつ）

	内容まで 知っている	聞いたことはある が内容は知らない	まったく 知らない
① 男女共同参画社会（※6）	1	2	3
② 男女共同参画社会基本法（※7）	1	2	3
③ 男女雇用機会均等法（※8）	1	2	3
④ 女子差別撤廃条約（※9）	1	2	3
⑤ DV防止法（※10）	1	2	3
⑥ 育児・介護休業法（※11）	1	2	3
⑦ ジェンダー（※12）	1	2	3
⑧ 性的マイノリティ（※13）	1	2	3
⑨ ワーク・ライフ・バランス（※14）	1	2	3
⑩ 女性活躍推進法（※15）	1	2	3
⑪ ポジティブアクション（※16）	1	2	3
⑫ LGBT（※17）	1	2	3
⑬ 米原市男女共同参画推進計画（※18）	1	2	3
⑭ 米原市男女共同参画センター（※19）	1	2	3

※6 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

※7 男女共同参画の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体、国民の責務などを定めた法律で、平成11（1999）年に公布・施行された。

※8 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的（第1条）とする法律。元は昭和47（1972）年に「勤労婦人福祉法」として制定・施行されたが、女子差別撤廃条約批准のため、昭和60（1985）年の改正により「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」となった。

※9 昭和54（1979）年に国連で採択された国際条約。社会および家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの条件整備を行い、昭和60（1985）年に批准された。

※10 今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律。

- ※11 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的とし平成4（1992）年に施行された。
- ※12 生物学的性別に対する、社会的、文化的な性のあり様のこと、社会的・文化的な性差のこと。
- ※13 性のあり方に関する従来の固定的な考え方（性別は男女のみ、異性以外に性的意識が向くことはおかしいなどといった考え方）からは、逸脱していると見なされ、差別的取り扱いをされている人々のこと、同性愛者、両性愛者、性同一性障害者など、性的少数派のこと。
- ※14 誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。
- ※15 仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して、2015年8月に成立した法律です。
- ※16 固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的且つ積極的な取り組みのことです。
- ※17 L（レズビアン）女性の同性愛者、G（ゲイ）男性の同性愛者、B（バイセクシュアル）両性愛者、T（トランスジェンダー）身体と心の性が一致しない人、の4つの頭文字から表現した言葉で性の多様性を表す言葉。「セクシュアルマイノリティ」と呼ばれ、L、G、B、T以外にも様々な人がいます。
- ※18 ハートフルプランまいばら21。男女がともにお互いの人権を尊重しつつ、役割も責任も分かちあい、性別に関わることなくあらゆる分野にとともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すために市が策定したもの。
- ※19 男女共同参画社会の推進に向けて、市民が性別に捉われず自分らしく、いきいきと充実した生活を送るための支援を行う拠点施設。相談、情報収集および発信、研修等の事業を実施している。

問 39 男女共同参画社会の実現に向けて、今後、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか？（〇は三つまで）

- 1 男女共同参画意識を育てるための学校教育を充実する
- 2 生涯学習の場で男女平等と相互理解について、学習や情報提供を充実する
- 3 職場における男女の格差をなくすよう、企業に働きかける
- 4 男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める
- 5 民間企業等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 6 安心して働くための保育サービス、学童保育所を充実する
- 7 高齢者や病人に対する介護サービスを充実する
- 8 子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する
- 9 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- 10 市政の方針決定の場である審議会等の委員へ女性を積極的に登用する
- 11 広報紙やパンフレットなどで、男女共同参画社会への理解を得る啓発をする
- 12 就労や女性の自立のための相談業務を充実する
- 13 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 14 各種活動のリーダーとなる女性を養成する
- 15 その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

問 40 米原市が男女共同参画に関する施策を進めるうえで、市へのご意見やご要望がありましたらご自由にお書きください。

※ 調査にご協力いただきありがとうございました。ご記入いただきました本調査票は、同封の返信用封筒に入れ(切手は不要)、10月19日(月)までにポストへ投函くださるようお願いいたします。